

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後	改正前
<u>長崎県告示第375号</u> <u>長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領</u> （趣旨） 第1条 この要領は、<u>県が発注する工事、調査、設計、測量業務等（以下「工事等」という。）の適正な履行の確保を図るため、県が実施する指名競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が、契約の相手方として不適切と認められる事故、不正行為等を行った場合の指名停止の措置について定める。</u> （指名停止） 第2条 知事は、<u>有資格業者が別表第1及び別表第2の左欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。</u>	<u>長崎県告示第329号</u> <u>長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領</u> （趣旨） 第1条 <u>長崎県の発注に係る工事、調査、設計、測量業務等（以下「工事等」という。）の入札参加者の指名にあたり、事故及び不正行為を行った建設業者等の指名を規制し、事故及び不正行為等の防止を図るため、この措置要領を定める。</u> （定義） 第2条 <u>この要領において「指名停止」とは、県が実施する指名競争入札の実施にあたり、当該入札に参加することができる資格を有する者（以下「有資格業者」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項の指名を行わないことを定める措置をいう。</u> （指名停止） 第3条 <u>有資格業者が別表第1及び別表第2の左欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の1に該当するときは、これらの表の右欄に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者の指名停止を行うものとする。ただし、特許を要する工事等特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がないときは、この限りでない。</u>

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）[新旧対照表]

改正後	改正前
2 <u>契約担任者（長崎県財務規則（昭和39年規則第23号）第2条第6号に規定する契約担任者をいう。以下同じ。）は、工事等の契約のため有資格業者の指名を行うに当たり、前項の規定により指名停止を受けている有資格業者を指名してはならない。</u> （下請負人及び共同企業体に関する指名停止） 第3条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。 2 <u>知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体を構成する有資格業者（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。</u> 3 <u>前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。</u> 4 <u>前条第2項の規定は、前3項の規定により指名停止を行ったときに準用する。</u> （指名停止の期間の特例） 第4条 指名停止を行う場合において、有資格業者が一の事案について措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表各号に規定する期間の短	（下請負人及び共同企業体に関する指名停止） 第4条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。 2 <u>前条の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者が共同企業体であるときは、当該共同企業体を構成する有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。</u> 3 <u>前条及び前2項の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者を構成員とする有資格業者である共同企業体があるときは、当該企業体について、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。</u> （指名停止の期間の特例） 第5条 指名停止を行う場合において、有資格業者が一の事案について措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表第1及び別表第2の

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後	改正前
期及び長期の最も長いものをもって、<u>それぞれ</u>指名停止の期間の短期及び長期とする。 2 有資格業者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が<u>1か月</u>に満たないときは、1.5倍）の期間とする。 (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後<u>1か年</u>を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。 (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後<u>3か年</u>を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。) 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の<u>2分の1の期間</u>まで短縮することができる。 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が<u>24か月</u>を超える場合は<u>24か月</u>）まで延長することができる。	右欄に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって<u>それぞれ</u>指名停止の期間の短期及び長期とする。 2 有資格業者が次の各号の<u>一に</u>該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が<u>1ヶ月</u>に満たないときは、1.5倍）の期間とする。 (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後<u>1ヶ年</u>を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。 (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後<u>3ヶ年</u>を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。) 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の<u>2分の1</u>まで短縮することができる。 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が<u>24か月</u>を超える場合は<u>24か月</u>）まで延長することができる。

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後	改正前
5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が<u>明らか</u>となったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。 6 知事は、<u>別表第2第7号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。</u> 7 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが<u>明らか</u>となったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。	5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が<u>明らかになった</u>ときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。 6 知事は、<u>指名停止の期間が満了した有資格業者について、別表第2第7号に該当し、かつ、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。</u> 7 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが<u>明らかになったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。</u>

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）[新旧対照表]

改正後	改正前
(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例) <u>第5条</u> 知事は、<u>第2条第1項</u>の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の<u>いずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</u> (1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、<u>県発注の事案において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号、第6号又は第7号に該当した場合、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</u> (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は<u>公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)</u>若しくは<u>談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)</u>に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は<u>公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。)</u>であることが<u>明らかになった場合、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</u>	(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例) <u>第6条</u> 知事は、<u>第3条</u>の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の<u>一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。</u> (1) 談合情報を得た場合、又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、<u>県発注の事案で、有資格業者が、談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第5号、第6号又は第7号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期を加重する。</u> (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は <u>競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合に係る首謀者であることが明らかになったときは、それぞれ当該各号に定める短期を加重する。</u>

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後	改正前
(3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用が<u>あった場合</u> <u>それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</u> (4) 入札談合関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又は<u>あったことが明らかとなった場合</u>で、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する悪質な事由が<u>あるとき</u> <u>それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間</u> (5) 県職員又は他の公共機関の職員が<u>公契約関係競売等妨害</u>の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を<u>提起された場合</u>で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第7号に該当する有資格業者に悪質な事由が<u>あるとき</u> <u>それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間</u>	(3) 別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の適用が<u>あったときは</u>、<u>それぞれ当該各号に定める短期を加重する。</u> (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又は<u>明らかとなったとき</u>で、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号又は第7号に該当する悪質な事由が<u>あるとき</u>は、<u>それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加重した期間。</u> (5) 県職員又は他の公共機関の職員が<u>競売入札妨害（刑法第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）</u>の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を<u>提起されたとき</u>で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第7号に該当する有資格業者に悪質な事由が<u>あるときは</u>、<u>それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加重した期間。</u>
(指名停止の通知) 第6条 知事は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、当該有資格業者に対して通知するものとする。 2 知事は、<u>前項の通知を行ったときは</u>、直ちに、工事等を所管する<u>契約担任者及び県内の地方公共団体の長</u>に対して通知するものとする。	(指名停止の通知) 第7条 第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条第7項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、当該有資格業者に対して通知するものとする。 2 前項の通知を行ったときは、直ちに、工事等を所管する契約担任者（<u>長崎県財務規則（昭和39年規則第23号）第2条第6号に規定する契約担任者をいう。</u>）及び<u>市町村長</u>に対して通知するものとする。

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後	改正前
(指名の取消) <u>第7条</u> 契約担任者は、前条第2項の通知を受けたときは、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、<u>入札執行の前までに当該指名を取り消すものとする。</u> (随意契約の相手方の制限) <u>第8条</u> 契約担任者は、有資格業者が<u>第2条第1項</u>の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中、<u>当該有資格業者</u>を随意契約の相手方としないものとする。ただし、<u>特許を要する工事等</u>その他の特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がない場合にあつては、この限りでない。 (事故及び不正行為等の報告) <u>第9条</u> 契約担任者は、所管する工事等及び管轄区域内における工事等において、<u>措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは</u>、速やかに当該工事等を所管する部の長に報告しなければならない。 (下請けの禁止) <u>第10条</u> 略	(指名の取消) <u>第8条</u> 契約担任者は、前条第2項の通知を受けたときは、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、<u>当該指名停止に係る工事等の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。</u> (随意契約の相手方の制限) <u>第9条</u> 契約担任者は、有資格業者が<u>第3条</u>の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中<u>当該有資格業者</u>を随意契約の相手方としないものとする。ただし、<u>特許を要する工事等</u>特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がない場合にあつては、この限りでない。 (事故及び不正行為等の報告) <u>第10条</u> 契約担任者は、所管する工事等及び管轄区域内における工事等において、<u>措置要件の1に該当する事実が発生したときは</u>、速やかに当該工事等を所管する部の長に報告しなければならない。 (下請けの禁止) <u>第11条</u> 略

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後		改正前	
別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第2条関係）		別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第3条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
（虚偽記載） 1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	（虚偽記載） 1 県の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、 <u>入札参加資格審査申請書</u> その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
（過失による粗雑工事等） 2 県と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、 <u>過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき</u> （瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	略	（過失による粗雑工事等） 2 県の発注する工事等の <u>契約担任者</u> と締結した契約に係る工事等（以下この表において「県発注工事等」という。）の施工に当たり、 <u>工事等を粗雑にしたと認められるとき</u> （瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	略
（契約違反） 3 <u>前号</u> に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	（契約違反） 3 <u>第1号</u> に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 4 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、 <u>又は損害</u> （軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	略	（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 4 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ <u>又は損害</u> （軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	略

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後		改正前	
別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第2条関係）		別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準（第3条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
5～7 略	略	5～7 略	略

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄)		(贈賄)	
1 <u>次に掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき</u> 略	略	1 <u>次のア、イ又はウに掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき</u> 略	略
2 <u>次に掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき</u> 略	略	2 <u>次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき</u> 略	略
3 <u>次に掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき</u> 略	略	3 <u>次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき</u> 略	略
(独占禁止法違反行為)		(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、 <u>工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）</u> 。	略	4 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、 <u>建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）</u> 。	略
5 県発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、工事等の		5 県発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合において、工事	

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）〔新旧対照表〕

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
契約の相手方として不適当であると認められるとき（第7号に掲げる場合を除く。）。 （公契約関係競売等妨害又は談合） 6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 （重大な独占禁止法違反行為等） 7 県発注工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。） ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	略 略	等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第7号に掲げる場合を除く。）。 （競売入札妨害又は談合） 6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 （重大な独占禁止法違反行為等） 7 県と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき（当該建設工事等に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。） ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者がある個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	略 略

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日 長崎県告示第599号の6）[新旧対照表]

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第2条関係）		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条関係）	
(建設業法違反行為)		(建設業法違反行為)	
8 建設工事において、有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に反し、 <u>工事の契約</u> の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	略	8 建設工事において、有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に反し、 <u>工事の請負契約</u> の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	略
9 県と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、 <u>工事の契約</u> の相手方として不適当であると認められるとき。	略	9 県と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、 <u>工事の請負契約</u> の相手方として不適当であると認められるとき。	略
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、 <u>工事等</u> の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、 <u>建設工事等</u> の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、 <u>工事等</u> の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、 <u>建設工事等</u> の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略